

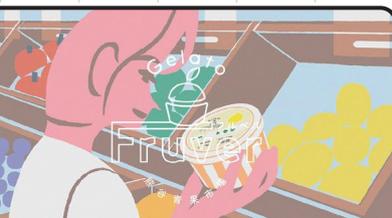


認定 加工品第2号

## フルベルジェラート



GELATO



認定 農産物第1号

## ナイストライ! ロロンかぼちゃ





## 「熊谷ファームラボ」とは？

令和4年1月に策定された「熊谷市農産物ブランド化戦略」のプロジェクト名称です。熊谷市農産物やその加工食品のブランド化に意欲のある者を「熊谷ファームラボ」プレイヤーに認定し、熊谷市農産物ブランド化促進協議会がサポートしてブランド化を支援します。

熊谷ファームラボ 認定  
株式会社熊谷青果市場  
代表取締役社長  
**飛田 修氏**



### 令和4年度認定 農産物 第1号 ロロンかぼちゃ(ナイスライかぼちゃ)

ロロンかぼちゃ(ナイスライかぼちゃ(商標登録済))は、ラグビーボール型のかぼちゃで、肉質はキメが細かくて柔らかく、加熱によって栗のような上品な甘みとホクホクなものになめらかな食感を持つかぼちゃです。



でもらいました。そして、翌年から市内3軒の農家に生産を依頼し、埼玉県大里農林振興センターやJAくまがやとタッグを組みながら、栽培を始め、現在では20数軒の農家が生産しています。また、味を重視した栽培に切り替え、熟度判定や荷造規格などの品質にこだわり、ブランド化を図っています。規格に合わない物は、市内菓子店へモンブラン、ジェラートなどの加工用に販売するなど、生産者の収入にも配慮しています。ラグビータウン熊谷の新たな名産品として生産者、加工者、販売者をパスでつないで消費者にナイスライ!を目指します。



2023年7月20日にシェアされた投稿  
作成者 KUMAGAYA AGRICULTURE



ナイスライかぼちゃは、2019年にアジアで初めて開催されたラグビーワールドカップ日本大会を機に、東京都中央卸市場の元役員の佐藤さんが、このかぼちゃを自身の出身地である熊谷市に定着させたいと思いたち、その熱い想いを熊谷青果市場の飛田社長が受け止め、早速地域への導入を図りました。

ラグビータウン熊谷をアピールするため、市内の小中学校などで展示したり、様々な場所で販売を行ったりして、多くの人にナイスライかぼちゃを認知し

あわせて熊谷ファームラボでは、知名度を向上させるため、市内中学生のラグーマンの協力を得て収穫風景の動画を撮影しSNSへ投稿するなどPRに努めています。

### 令和5年度認定 加工品 第2号 フルベルジェラート

「フルベル」は、当市場が手掛ける6次化ブランドとして誕生しました。ジェラートの本場イタリアの言葉で、果実＝「フルッタ」と野菜＝「ベルドゥーラ」から名付けられています。果実と野菜を丸ごと利用することにより、産地と生産者の想いに応えたいという意味も込められています。



熊谷市農産物を原料とした加工食品のフルベルジェラートは、熊谷市産のブルーベリー、ナイスライかぼちゃ、江南産の大豆「借金無し」で作っ

たきな粉などを利用するほか、味には全く問題ないのに形が悪いなどの理由で、市場に出回らない規格外品も使用し、「もったいない」を当市場にしかできない形で「より価値あるものへ」アップサイクルして、サステナブルな取り組みをしています。

市場に入荷される果物たちを、目利きのプロが厳選し、素材を贅沢に使用し、市場の流通サイクルの様々な青果物も使い、人工的な香料や着色料などを一切使用せず食材の持っている自然の特性を十分に活かしたジェラートです。

地域との共同開発や、ナイスライかぼちゃやブルーベリーなど地場産品を使った商品展開などを通じ、地域の活性化を目指すとともにフルベルブランドを通じて生産者支援を行います。



## 令和6年度農林水産業予算

本市農業の発展のため、次のような予算編成をしました。そのトピックスを示します。

### 農業政策課 TEL 048-588-9987

#### 元気な農業支援事業 (5,000千円)

- 農業機械購入に係る経費の一部を助成  
認定農業者 事業費の3/10以内 上限20万円  
認定新規就農者 事業費の1/2以内 上限20万円  
農産物年間販売額50万円以上の者 3/10以内 上限10万円

#### 担い手育成支援事業 (25,450千円)

- 個人の経営体が法人化した場合に1件当たり10万円を助成
- 次世代を担う農業者になることに強い意欲を持つ認定新規就農者に新規就農総合支援事業営農開始資金（年間150万円最長3年間）、経営発展支援事業（機械・施設補助、補助対象事業費上限額1,000万円 ※本人1/4負担）、またはその両方（経営発展支援事業の補助対象事業費上限額500万円 ※本人1/4負担）を支給
- 地域計画に位置づけられた者が導入する農業用機械等経費の3/10以内（上限300万円）を助成
- 地域計画に位置づけられた者等から経営を継承した後継者が経営発展に関する計画に取り組む経費を助成（上限100万円）
- 担い手育成塾の塾生に対して、受講料を除く研修経費を助成

#### 収入保険加入推進事業 (1,500千円)

- 自然災害や価格低下など経営努力では避けられない収入減少の一部を補償する収入保険について、新規に令和7年の保険に加入する経営体に保険料の一部を助成  
保険料の1/2、100円未満切捨て、上限5万円

#### 農業制度資金支援事業 (10,720千円)

- 農業近代化資金の利用者に支払利子の一部を助成
- 農業後継者育成資金利用者に支払利子の一部を助成
- 農業後継者育成資金の原資となる資金をくまがや農業協同組合に預託

#### 農地利用改善事業 (4,000千円)

- 耕作放棄地を再生し5年以上の利用権を設定して耕作をする経営体に対し、10a当たり3万円の助成
- 農地の有効活用のために、畦畔を除去し一体利用に協力した農地の出し手（所有者）に10a当たり1万円助成

#### 農産物ブランド化推進事業 (5,370千円)

- 「熊谷の顔」となる農産物と農産物加工品のブランド化を推進するため、生産・流通・消費につながる仕組みづくりを研究する生産者へ助成（農産物10万円・農産物加工品30万円）

#### 多面的機能支援事業 (205,261千円)

農地だけでなく、農道や水路の除草等保全管理のための地域ぐるみの活動を支援

### 農業委員会事務局 TEL 048-501-5501

#### 農地利用最適化推進事業 (3,900千円)

遊休農地解消のため、JAくまがやの「アグリサポート（草刈り事業）」と連携して管理農地へ復元し、担い手農家に結びつけるための除草費用の一部を補助します。

## 地域計画の 話し合いに

ご参加ください！

昨年12月から3月までに市内全24地区で第1回の話し合いを行いました。

1回目の話し合いでは地域計画の概要説明や農地利用の変更点の説明に加え、各地区での課題や解決策について皆さんから意見を出していただきました。出席された皆さんの考えを共有することが出来たと考えています。

4月以降の2回目の話し合いでは、耕作者ごとに農地を色分けした地図をもとに「今後誰がどこの



農地を耕作するか」等、将来の農地利用についての話し合いを行います。

引き続き話し合いにご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

◆農業政策課 TEL 048-588-9990

## 熊谷市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっています。

賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせ、当事者間で十分に協議し、決定してください。

令和6年4月1日

### 1 田の部 (10 a 当たり年額)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借 (無償)	
熊谷	5,700円	10,000円	2,000円	277筆	219筆	41%
妻沼	5,100円	9,000円	2,000円	140筆	162筆	51%
大里	5,200円	6,600円	2,880円	81筆	194筆	70%
江南	5,100円	8,000円	1,920円	263筆	76筆	22%

### 2 畑の部 (10 a 当たり年額)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借 (無償)	
熊谷	4,500円	8,000円	2,000円	38筆	119筆	73%
妻沼	7,400円	11,500円	2,480円	102筆	218筆	68%
大里	7,900円	10,000円	3,830円	11筆	32筆	74%
江南	5,800円	10,282円	1,920円	63筆	27筆	28%

- ※1 実際に締結した賃貸借契約(著しく高額又は低額なものを除外し、物納支給は玄米価格で換算)の賃借料に関するデータによるものです。
- ※2 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※3 使用貸借の割合は、除外を含む全筆数に対するものです。
- ※4 中間管理事業を利用した案件は、対象としていません。

◆農業委員会事務局 TEL 048-501-5501

### 使用していない農機具や倉庫、空きハウスなどがありましたらご連絡ください

現在、熊谷市で就農をしたい方が直面する課題として、農機具や倉庫などの確保の問題があります。就農する農地が見つかって、トラクターなどの農機具や、出荷調整や農機具を保管する倉庫が用意できず、困っています。使用していない農機具または倉庫などがありましたら、農業政策課までご連絡ください。農機具や倉庫、作業場、空きハウスなどを希望する新規就農者等に紹介します。

◆農業政策課 TEL 048-588-9990

### 農委だよりの配布方法が変更になります

くまがや農委だよりは、JAくまがやを通して各農家の方へお配りしていましたが、第77号(令和6年7月1日発行)から、各自治会の班回覧方法に変更になります。

農委だよりは、市ホームページに掲載のほか、冊子については、熊谷市役所本庁舎、各行政センター及びJAくまがや各支店等にあります。

◆農業委員会事務局 TEL 048-501-5501

# 令和 6 年度 農作業受託標準料金表

令和 6 年 4 月 1 日

【消費税込み料金、単位：円】

区分	作業種目	単位	金額	備考
基盤整備済農地	耕 耘	10 a 当	7,000	1 回耕耘
	畦 塗 り	片面	4,500	1 作業 (100m 基準)
	代 か き	10 a 当	8,000	
	機 械 田 植	10 a 当	9,500	苗運搬は別途料金 側条施肥の場合は 3,000 円増し
	水 稻 収 穫	10 a 当	19,000	自脱コンバイン 結束は 2,000 円増し
	麦 播 種 (水 稻 直 播)	10 a 当	6,500	播種のみ
	麦 収 穫	10 a 当	17,000	自脱コンバイン 結束は 2,000 円増し
未整備農地	麦 収 穫	10 a 当	16,500	普通型コンバイン (運搬込み)
	耕 耘	10 a 当	8,000	1 回耕耘
	代 か き	10 a 当	9,000	
	機 械 田 植	10 a 当	10,500	苗運搬は別途料金 側条施肥の場合は 3,000 円増し
	水 稻 収 穫	10 a 当	20,500	自脱コンバイン 結束は 2,000 円増し
麦 収 穫	10 a 当	18,500	自脱コンバイン 結束は 2,000 円増し	

## ● その他の作業等

作業種目	単位	金額	備考
水 稻 育 苗	1 箱当	800	成苗まで
収 穫 物 運 搬	10 a 当	3,000	粃・麦
粃 乾 燥 調 製	1 kg 当	35	小型乾燥機
麦 乾 燥	1 kg 当	35	小型乾燥機
麦 稈 収 集	10 a 当	6,500	ペーラーボックス梱包 (搬出込)
肥 料 散 布	10 a 当	4,000	肥料代別途
防 除	10 a 当	4,500	薬剤費別途
農 地 の 通 年 管 理	10 a 当	38,000 ~	

※この料金表はあくまでも目安です。実際に作業委託する場合は、双方で十分話し合いをしてください。また、燃料費や農業用資材費等の高騰が続いていますので、応分の上乗せも話し合ってください。

◆熊谷市受託農業経営事業運営協議会 農業政策課 TEL 048-588-9987

## わら等の焼却防止及び有効活用のお願い

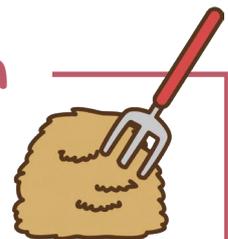
わらは、大切な資源です。有効活用しましょう。

二毛作地帯では、わらを焼却すると地力が低下します。わらをすき込むなど堆肥化還元し、地力を高めましょう。

焼却により、市役所には、「洗濯物に臭いがつく」等の苦情が、多数寄せられます。

また、煙による視界不良が原因で、交通事故が起きてしまうおそれもあります。焼却を自粛していただき、やむを得ず焼却する場合は、事前に近隣住民へお声がけをするなどの周知をお願いします。

◆農業政策課 TEL 048-588-9987



## 水田活用の直接支払い交付金に おける交付対象水田の見直し（5年水張りルール）について

水田活用の直接支払い交付金における交付対象水田について、令和4年度以降継続して5年間水張り（水稻作付け）が行われていない農地は交付対象としない方針が農林水産省から示されました。

このため、今後も交付金申請をされる方は、5年に一度は水張りを行うようお願いいたします。また事務局で現地確認をいたしますので、営農計画書の提出についても重ねてお願いいたします。

● 問い合わせ ◆ 農業政策課（熊谷市農業再生協議会事務局） TEL 048-588-9987

## 【野菜残<sup>ざんさ</sup>渣及び農業用資材の適正な処理のお願い】

野菜残渣及び農業用資材の適切な処理にご協力ください。

市役所へ、「圃場へ置かれた野菜残渣の臭いがひどい」「強風によって、残渣や農業用資材が飛んでくる」といった声が寄せられています。

収穫後の残渣等は長期間放置せず、適宜すきこみ作業等をお願いします。また、農業用資材が強風等により道路等へ散乱し、交通事故に繋がってしまう可能性があります。農業用資材に関しましても、適切な管理及び処分にご協力ください。

◆ 農業政策課 TEL 048-588-9987



## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年に改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局に相続登記を行いましょう。

相続登記の手続きは、司法書士など専門家に依頼することもできます。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

また、農地の相続登記完了後、農業委員会事務局へ届出書の提出をお願いします。

◆ 農業委員会事務局 TEL 048-501-5501



## 農薬の適正使用のポイント

農薬の使用にあたっては、農薬を安全かつ適正に使用するために「農薬取締法」に従って使用することが求められます。安心安全な農産物を生産するため、使用基準は必ず守るとともに、農薬の使用に伴う事故を防ぐため細心の注意を払うよう努めましょう。

### 1 ラベルの確認

農薬を散布する前に必ずラベルを確認し、登録内容とおりに散布をしましょう。

【ラベル例】

散布する作物の登録内容を確認

農薬の登録を確認  
農林水産省登録第〇〇〇号

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	△△を含む農薬の総使用回数
トマト	アブラムシ類	1000～2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	5回以内	散布	5回以内
ミニトマト	アブラムシ類	2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内

有効年月以内か確認 → 最終有効年月（西暦下2けた）24.11

成分の総使用回数に注意

#### ①倍率の計算方法

農薬の効果を最大限に発揮するためには、ラベルに記載された希釈倍率を守ることが重要です。農作物に薬害が生じることや薬剤の効果が弱まる可能性があります。

$$\text{農薬の量(L)} = \text{水量(L)} \div \text{希釈倍率}$$

例 500倍の散布液を100L作る場合  
100L ÷ 500倍 = 0.2L → 農薬は200ml入れる

#### ②使用回数について

有効成分ごとの総使用回数が決まっています。商品名が異なる農薬でも同一成分が含まれる場合があるので注意しましょう。

また、使用回数の数え方は、収穫が1回である野菜等の農作物は、種子の準備から収穫終了までの間に使用する農薬の回数、果樹等は前作の収穫終了後から今作の収穫終了までに使用する農薬の回数を数えます。

#### ③使用する作物について

薬剤ごとに使用できる農産物が異なります。名前や形状が似た農産物に同じ農薬が使えるとは限りません。散布する農産物の登録内容を必ず確認しましょう。

【間違いやすい農産物の例】

トマト ※直径3cmより大きい	ミニトマト ※直径3cm以下
だいず	えだまめ
いんげんまめ ※成熟した種子	さやいんげん ※未成熟なさや付きの豆

### 2 その他の注意事項

- ・防除器具の洗浄が不十分だと器具の中に残った農薬が次に散布するときに混ざってしまうおそれがあります。器具の洗浄を十分行うこと、除草剤と殺菌殺虫剤の器具を分けること等により農薬被害を防ぎましょう。
- ・特に1つのほ場に複数の作物を栽培している場合は他の作物にかからないよう注意しましょう。
- ・不要農薬は熊谷市で処理しないごみとなっています。購入店やJA、処理業者に相談し廃棄しましょう。

yomoyama

## よもやま話

「農作業の思い出  
と社会の変化」

農業委員  
西部第2地区 笛木 清



私の育った下増田地区は、熊谷市の隅に位置し西側が深谷市、東・北側が旧妻沼町（現在は熊谷市）、辺り一面は田んぼだらけで主に米麦、一部畑もあり、養蚕等が行われていました。子供の頃は農繁期には学校が休みになり、小さいながらもあてにされ家の手伝いをしました。麦刈り後の田植は家族親戚の人たちと大勢で横並び一列になり、人力により手で行いました。その頃は一反の田がとても大きく感じ、時間もかかりつらく大変な作業でした。秋には、稲刈り用の鋸鎌を手を持っ

て、同じく横並びになって皆で稲を刈り取りました。刈り取り作業の時に、稲が株ごと抜けてしまうことがあり、するとその土の中から冬越しを始めたドジョウがきれいな土壁のような巣の中にまとまっていた。又、この頃は養蚕も春、夏、秋と年3回行っていました。専業農家に生まれ、小さいころから自分は農家の跡取りだと当たり前のように思って育ち、そして農業高校に進学しましたが、昭和40年代になると、社会経済の急激な変貌と高度成長により生活水準、様式が変化し、経済成長に伴う地域社会の所得水準の向上、これら社会の急激な変化に伴い、収入が不安定な農業より会社員のほうが安定した収入が得られると考え方向転換し、高校卒業後は就職を選択し、その時から兼業農家として現在に至っています。今は、米を作っていますが、今後、露地野菜等の作付けを行っていきたいと思います。

yomoyama

## よもやま話

「手をかける」

農地利用最適化推進委員  
北部第2地区 林 和弥



祖父の時代から鍛冶屋を営んでおり、父が農機具屋を始めました。代々農機具に携わって私が3代目となります。現在は、米麦も生産する兼業農家として生活をしています。

代々農機具屋を営む農家として、機械に少しばかりの手をかけてあげることが意識してみています。燃料や肥料の高騰、温暖化による煽りは直接的に収益等に関わってきます。私も肌で感じています。自分ではコントロールできないことです。機械のメンテナンスをすることで故障した

時の時間のロスや機械の修理費等をおさえることができます。

具体的に3点ポイントを挙げると

- ①毎使用前にオイル等、冷却水類のチェック
- ②ジョイントや、足回りにグリスを差す
- ③毎回使用後はラジエーター回りや、エアクリナーのゴミを取り払う 等です。

農業機械の特性の一つとして、短期間に集中的にしか起動しないものも多く、特にそういった機械は、シーズンの1ヶ月前には試験運転をし、動作確認をしてほしいです。万が一、特殊な部品を取り寄せる場合も、余裕のある修理が組めれば滞りなく農作業に取りかかれるからです。

大切な農機具にちょっとした手をかけてあげていくことで、結果的に地域全体で生産性向上を目指していけるはずですよ。

## 編集後記

今から3年前の2021年第27回「農業委員会だより」全国コンクール（一般社団法人全国農業会議所・全国農業新聞主催）で熊谷市農業委員会が発行する「くまがや農委だより」が最優秀賞に輝きました。最優秀賞は、平成7年、13年、28年に次ぐ4度目の快挙を成し遂げ名誉ある賞を、私が編集委員長時代に頂いたことは、事務局をはじめ編集委員全員の努力の賜物と唯々感謝を申し上げる次第であります。今後もくまがや農委だよりの愛読を御願致します。

（編集委員 木部 富次）

## 編集委員

委員	長	森田	豊
副委員	長	中嶋	儀臣
委員		福島	清一
委員		石井	芳夫
委員		栗原	一森
委員		吉田	正己
委員		柿沼	憲雄
委員		林	和弥
委員		木部	富次
委員		夏目	亮一